

# 全労済協会だより

vol.35

## CONTENTS

■ 2006年度公募委託調査採用研究シリーズ④	1	■ 好評です!「実りあるセカンドライフをめざして」 (2009年改訂版)	5
基本テーマ〈格差問題〉		■ 第1回運営委員会報告	5
「地域間格差縮小政策の貧困削減効果 ～『賃金構造基本統計調査』による検証～」		■ 研究日誌	6
九州大学大学院経済学研究院講師 浦川邦夫氏、同志 社大学経済学部教授 橋木俊詔氏による共同研究の報 告書の概要です。		OECD政策提言集より①「年金改革」	
■ 2009年度公募委託調査研究の 採用決定について—7件の採用を決定	3	■ コラム「暮らしの中の税⑥」	7
■ 2009年秋期退職準備教育研修会を 開催しました(参加者31名)	4	当協会の「退職準備教育研修会」講師の税理士 関口邦興 氏から、年末調整について解説をしていただきました。	
10月15日・16日に開催した退職準備教育研修会の 報告です。		■ 研究員の書棚から	8
		『農村へ出かけよう—農都共生と食育のすすめ』 (林美香子著 寿郎社)	
		■ 全労済協会からのお知らせ	8
		● 当面のスケジュール	

## 2006年度委託調査研究シリーズ④

〈格差問題〉

### 「地域間格差縮小政策の貧困削減効果

～『賃金構造基本統計調査』による検証～

九州大学大学院経済学研究院講師 浦川邦夫  
同志社大学経済学部教授 橋木俊詔

2006年度の公募委託調査研究の募集テーマ「格差問題」で採用された、九州大学大学院講師 浦川邦夫氏、および共同研究者、同志社大学経済学部教授 橋木俊詔氏による「地域間格差縮小の貧困削減効果に関する研究」について、当協会に対して研究成果の報告がありました。その要約を掲載します。今回ご紹介した報告は、研究報告誌として後日発行する予定です。

#### 分析と結果(要約)

##### 1.本研究の趣旨

現在、我が国では、生活保護受給世帯の増加や貯蓄を全く保有していない無貯蓄世帯の増加などが生じており、格差の拡大や貧困の増大が重要な問題として多くの議論を引き起こしている。貧困の増加の原因や貧困世帯の特徴を解明し、貧困の削減に向けた政策を効果的に発動させる必要性は、ますます高まっているといえる。本研究では貧困が生じる要因とそれらに関する政策的対応についての考察を踏まえながら、地域間の様々な格差を縮小させる政策が、我が国で拡大傾向にある貧困に対してどの程度の効果を發揮しうるかについて分析

を行うこととした。特に、所得格差や貧困の拡大傾向が見られる若年・中年の就労世代に焦点をあてた検証を試みている。

##### 2.分析の枠組み

第1章では、地域間の所得格差と日本経済全体の貧困率との関係性について、簡単な検証を行った。具体的には、近年における地域間所得格差の推移と全国の低所得世帯割合の推移を比較することにより、1990年代後半以降は、地域間格差の拡大と貧困の増加が比較的高い正の相関を持って推移してきていることを示している。

第2章では、過去の研究分析結果を踏まえ、住民の生

活環境に対するさまざまな意識が、居住地域によってどのような差異が見られるかについて検討する。そして、近年も引き続き生じている「地方」から「都市」への人口移動が、主にどのような要因によって生じているかについて検討を加える。また、どのような特徴を持った労働者が「地方」から「都市」に移住する傾向がみられるかについても検討し、「都市」と「地方」において存在している地域間格差の構造についてミクロの視点から考察している。

第3章では、「平成19年賃金構造基本統計調査」のデータに基づき、地域間の賃金格差に対して地域の産業構造がどのような影響を与えていたかについて、主にジニ係数の要因分解の手法を用いながら検討を行っている。

第4章では、前章の推定結果を踏まえ、(A) 年代、性、産業、企業規模において類似の属性を持つ労働者の地域間における純粋な賃金格差を縮小させる政策や、(B) 地域内における企業規模間賃金格差を縮小させる政策、(C) 大学卒・大学院卒の労働者の割合の地域間での偏在を縮小させる政策が実施された場合に、それらの政策が全体の格差、貧困に対してどの程度の影響をもたらすかについて、シミュレーション分析を行い、現状の日本において有効と考えられる格差縮小政策の方向性について検討している。

第5章では、これまでの推定結果を要約し、地域間格差の縮小や貧困の削減を進める上で、どのような政策が必要であるかについて論じている。

### 3.分析結果

分析結果の要約は、以下の通りである。

第1に、準ジニ係数の要因分解の手法をもとにして地域間賃金格差の要因についての検証した推定結果によると、地域間の賃金格差において、最も大きな格差拡大要因となっている労働者属性は、「企業規模1000人以上の製造業に勤務する40～44歳の男性労働者」であった。大企業の製造業で勤務する男性労働者の賃金所得は、全体の地域間格差に与える影響が非常に大きい。一方で、格差縮小要因としては、「企業規模100～999人の製造業に勤務する男性労働者」や「企業規模100～999人の医療・福祉業に勤務する女性労働者」が、大きな役割を果たしている。

第2に、日本においては、地域間賃金格差のおよそ半分は、「東京都」と「それ以外の都道府県」の間で生じている格差として説明することが可能であり、この傾向は2000年代において一貫して続いていることが、他の先行研究との比較から示された。

第3に、地域間の賃金格差は、労働者属性の構成比に

関する都道府県間の差異を調整しても依然として存在しており、同一の労働者属性において存在する純粋な賃金格差の寄与度が、地域間賃金格差のおよそ7割程度を説明している。

第4に、地域間の賃金格差の縮小政策が、最も効果を発揮する産業は「製造業」であり、削減効果は40.3%と他の産業と比べて突出している。すなわち、我が国においては、貧困の削減に向けて最も効果が高いのは、製造業の低賃金労働者に向けた諸政策である点が示唆された。また、「医療・福祉業」で働く労働者の賃金引上げも、貧困削減に対して一定の効果を持つ。この点は、これまで他の先行研究では確認されていなかった分析結果であるので、特に強調しておきたい点である。

第5に、賃金水準の高い高学歴労働者が都市部に偏在し、地方では賃金水準の低い中・高卒の労働者の割合が高くなっていることも、地方の低所得者割合が都市と比べて高い要因の一つとなっている。地域間格差の縮小にむけては、地方から都市部への人材流出に対抗する方策を地方サイドが積極的に進めていくことが重要と考えられる。市場の諸力によって地域間格差が縮小に向かうとする主張と、政府がその是正策に積極的に取り組む必要があるとする主張は、国の経済政策に関することでの対立点でもあるが、首都圏と首都圏以外の経済格差が2000年代以降一貫して高止まりしている我が国の現状においては、地方の貧困の削減に向けた政策の発動を効果的に実行していくことが、経済全体の持続的な発展に向けて重要なと考えられる。なお、これらの方策が、地方の内需を持続的に高め、新たな事業機会、雇用機会を生み出す方向に向かうためには、地域におけるリーダーの存在も重要であろう。事業地選定担当者向けの刊行物として、アメリカでは「地域開発事業地・施設計画(Area Development Site and Facility Planning)(2003)」という資料があるが、ここでのアンケート調査の結果では、企業の事業地維持の決定に際して最も重要な項目は、「人件費」とともに「高度人材の確保」が過去10年間で毎年上位10以内に入っている。このことは、雇用環境に関して「低賃金の安価な労働力を確保できる」点でのみ企業から評価されるのではなく、「価値の高い財・サービスを生み出す土壤がある」という点においても評価される地域であるように、対外に向けて積極的に情報を発信していくことの重要性を示したものといえる。すなわち、地方の人材が企画・立案力を高められる教育・人材育成システムをどのように整備・拡充していくかという点も、結果的には、長期でみた地域間格差の縮小、貧困削減にとって根本的に重要な点である。

# 2009年度公募委託調査研究の採用決定について—7件の採用を決定

全労済協会では、2009年度は「地域社会の課題と展望」をテーマに、6月から7月の間に公募委託調査研究の募集を行い、幅広い分野から35件の研究のご応募をいただきました。

当協会において、①全労済協会の事業の目的と内容

に沿った研究であること、②先駆的な研究であること、③現状分析にとどまらず何らかの提言を示す研究であること、などの基準で選考を実施した結果、今回は以下の7件を採用させていただくことになりましたのでご紹介いたします。

## 2009年度公募委託調査研究 採用研究 [採用研究者の五十音順]

### ■「地域福祉を支える寄付の仕組みに関する研究」(共同研究)

**【代表研究者】**石田 祐(明石工業高等専門学校講師)

#### 【研究趣旨】

高齢化社会の進行とともに福祉サービス需要の増加・多様化が予測される。福祉サービスは、一部市場原理が取り入れられている公共サービスにより供給されており、共同募金、供給団体への直接寄付など

様々な寄付によって地域福祉が支えられているが、寄付を促進する方策が求められる。

本研究では、アンケート調査を活用し、地域の福祉サービスを支える寄付について理論と実証の両面から分析し、これからの寄付の仕組みについて提言する。

### ■「次世代育成支援行動計画における地域子育て支援事業の評価に関する研究」

**【研究者】**小野 セレスタ 摩耶(滋慶医療経営管理研究センター主席研究員)

#### 【研究趣旨】

厚生労働省の次世代育成支援行動計画は、「子育てを社会全体で支える仕組みづくり」という地域社会の一つの大きな課題に取り組む計画であり、様々な子育て支援事業が盛り込まれている。しかしながら、

実際にはこれらの事業の有効性や効果を客観的に示すような利用者評価は行われていない。

本研究は、地域子育て支援に関する事業への評価方法や評価ツールを研究し、地域住民による事業評価の実施を目指す。

### ■「女性ホワイトカラーの保育環境としての地域社会の課題と展望—企業福祉との役割分担」

**【研究者】**川上 千佳(奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程)

#### 【研究趣旨】

日本の保育は、居住する地域にある認可保育所が主流となっている。一方、近年保育サービスは公共部門だけではなく、企業など多様な主体と共に担っていく流れにあり、実際、企業が設置・運営する保育所が、

郊外だけでなく都心のビジネス街にもみられる。

本研究は、企業福祉との役割分担という視点から、首都圏で生活する女性ホワイトカラーにとって、保育環境として地域社会が抱える課題と今後の展望について明らかにする。

### ■「地域を支える保育サービスと子育て支援策—国際比較からみた日本型『準市場』改革の可能性—」(共同研究)

**【代表研究者】**高端 正幸(新潟県立大学国際地域学部准教授)

#### 【研究趣旨】

わが国では1990年代後半より、保育サービスを主とする子育て支援分野の自由化・市場化策が重ねられたが、それが「家族支援・子育て支援の充実を通じた地域活性化」に結実するか否かは未だ不透明

である。

本研究は、「準市場」的枠組みの具体化という観点から、日本・スウェーデン・イギリスの比較事例分析を行うことによって、今後のわが国が目指すべき保育サービスを主とする子育て支援政策体系のあり方を提示する。

## ■「自主防災組織活性化による福祉コミュニティ再生の課題と展望」(共同研究)

【代表研究者】玉里 恵美子(高知大学研究教育部准教授)

### 【研究趣旨】

近年、自然災害の多発やコミュニティの解体などの社会背景を受け、各地で自主防災組織が組織化されている。しかし、自助としての防災活動は一通り実践したもの、地域での助け合いの方法や実践に対する地域住民の意識は高いとはいはず、活動に行

き詰まりを感じている組織も多い。

本研究は、地域住民へのアンケート調査とワークショップを実施し、ソーシャル・キャピタルの分析、住民意識の解析を行い、防災と地域福祉を連携させたコミュニティ再生の課題と新しい自主防災活動のあり方を提示する。

## ■「社会的企業の社会的包摂機能の戦略的社会基盤整備の制度化に関する日英比較研究」

【研究者】塙本 一郎(明治大学経営学部教授)

### 【研究趣旨】

社会的企業(social enterprise)とは、失業や格差・貧困等の社会課題にビジネス手法を取り組む組織の総称である。特に社会的排除下にあるグループを対象として、雇用機会創出等の社会的包摂機能が

期待されているが、日本の社会的企業の組織基盤は脆弱で、社会的包摂にかかる社会的インパクトも弱い。

本研究は、英国での先進事例と比較しつつ、日本での社会的企業の社会的包摂機能の実態を明らかにして、戦略的社会基盤整備の方策について提言する。

## ■「日本における中山間地域の活性化に関する地域マネジメント研究—経営学・マーケティング・ケアの視点から—」(共同研究)

【代表研究者】守屋 貴司(立命館大学経営学部教授)

### 【研究趣旨】

日本の大半の面積を占める中山間地域における人口減少は、高齢化率を急上昇させ、社会的崩壊を生み出した。また、中山間地域によって維持・管理されてきた日本の豊かな森林環境の崩壊をもたらした。

本研究は、経営学的視点と心と体(健康)のケアの

視点の双方から、中山間地域と都市部との広域的な地方自治体・民間企業・NPOなどの多様なアクターによる人的・経済的連携強化策や、中山間地域の介護対策を研究・分析することによって、環境保全・エコツーリズム・安全な食の安定供給などによる中山間地域の再生策を提起する。

## 「09年秋期退職準備教育研修会」を開催しました(参加者31名)

10月15、16日に全労済本部会館において09年秋期退職準備教育研修会(インストラクター養成講座)を開催し、労働組合の執行部の方を中心に31名の参加がありました。

当研修は必要な知識の修得のみを目的とせず、ワークを用いた「気付き」や「発見」も重視しています。冒頭に「自分自身の生き方」を見つめ、グループワークを体験。続いて、退職前後に必要な知識として「年金」制度の概要・請求手続き、「雇用保険」の失業給付と受給手続き、退職者に関する「税金」、セカンドライフの「生活経済」の講義を行いました。また、労働組合の活動事例紹介では、UIゼンセン同盟本部 組織強化・教育局の山田清秋部長より、「定年準備セミナー」(対象:50歳前後の組合員)でのシニア層の組合員が直接参加できる場として「ライフサポート活動」に取り組まれている様子や、本部が実

施している企画・運営担当者を対象とした「リーダー養成講座」のカリキュラムをご紹介いただきました。

受講者のアフターフォローの会「受講者サポートネットワーク」には、ほぼ参加者全団体から申し込みがあり、今後、フォローアップ企画・研修会の案内、各種情報などをお届けします。

次回の研修会は、来年5月の開催を予定しています。



## 好評です!『実りあるセカンドライフをめざして』(2009年改訂版)

### ●退職準備教育研修会のテキストとして

全労済協会では、労働組合等における退職準備教育の普及・推進のためのインストラクター養成を目的として、産別、単組、支部等の役員・担当者を対象に、毎年2回(春・秋)、退職準備教育研修会を開催しています。

当研修会テキストとして使用する他、労働組合等からのご要望に応じて資料提供も行っており、近年、労働組合等が開催する研修会、ライフプランセミナー等でもご利用いただいているいます。

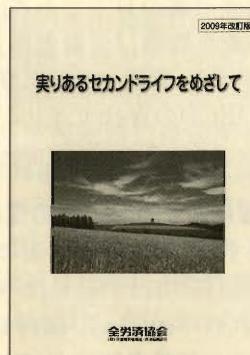
### ●セカンドライフの準備に向けて

サラリーマンにとって定年退職は、いつかは必ず訪れる人生の節目であり、同時に第2の人生のスタートでもあります。しかしながら、長寿社会において長期にわたる退職後の豊かな生活を送るためにには、自らの人生をどう生きていくかについての基本的な考え方(生き方のデザイン)をもち、このライフデザインにもとづき、老後の生活設計(ライフプラン)をきちんと立てることが求められます。

継続雇用や就職・起業でまだまだ仕事を続ける人、地域コミュニティーなどでの社会貢献に生きる人、田舎暮らしやロングステイ・移住する人、趣味に生きる人と生き方は人により様々ですが、自分自身で豊かな退職後の生活を築いていくという意識を持つことが大切です。

### ●研修会、セミナー等でご活用ください

- 見本は無料で提供しています。(送料のみ負担)



A4サイズ 87頁

### 2009年度版 目次

I. 長寿高齢社会を生きる	(資料編) ワークシートなど
II. 生きがいの探求	●生涯生活設計、ライフプランニングの実行、選職基準チェックシート
III. セカンドライフの生活経済設計	●高年齢雇用継続給付金早見表、定年退職前後の手続きスケジュール表 など
IV. 高齢期の働き方	
V. 退職にかかる諸制度	
○厚生年金・国民年金制度	
○雇用保険制度	
○医療保険・介護保険制度	
VI. 退職者と税金	

●研修会等で利用希望の際は、1冊300円にてご提供しています。

### 〈お問い合わせ・お申し込み先〉

全労済協会 調査研究部 (TEL 03-5333-5126)

## 第1回運営委員会報告

従来の「研究委員会」と「事業委員会」を統合し、新たな理事会の諮問委員会として発足した「運営委員会」の第1回が10月30日(金)に開催されました。

はじめに、各委員の紹介をおこない、委員長互選により中村正武委員(電機連合)が委員長に選任されました。この後、2009年度のシンクタンク事業に関わる協議をおこないました。

経済協力開発機構(OECD)は11月18日、『日本の政策課題達成のために：OECDの貢献』を発表しました。報道では「OECDが(新政権の目玉である)子ども手当に再考を促す」といった面ばかりが強調されましたが、実際の内容は、「内需主導の成長戦略」「労働市場」「教育」など、9つの分野にわたる包括的な政策提言集となっています。本欄では、同報告書の中から、勤労者福祉に深く関わりのある分野について順次解説致します。第1回目は「年金改革」です。

※同報告書は、OECDのWebサイトに全文掲載されています。

[http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme\\_pdf/macroeconomics\\_pdf/20091118contributionjpn.pdf](http://www.oecd-tokyo2.org/pdf/theme_pdf/macroeconomics_pdf/20091118contributionjpn.pdf)

## 1.日本の年金制度に対するOECDの提言

報告書では、まず、日本の高齢者層における相対的貧困率が22%とOECD平均(13%)に比べて高いこと、また、公的年金の所得代替率がOECD域内で最低水準にあることなどから、日本の高齢者層における貧困問題は深刻であるとの見解を示しています。その対処策として、「高齢貧困者への対処」と「私的年金の育成支援」の2点を柱にした提言を行っています。

高齢貧困者への対処策としては、高齢者層の貧困率を引下げるための制度改革として、「高齢者雇用を促すような労働市場・環境の改善」と「支給開始年齢の平均余命の増加に合わせた引上げ」を掲げています。また、日本の公的年金資産の大部分が日本国債に投資されていることから、株式および海外市場への分散投資をより一層進めるとも提唱しています。

また、公的年金水準の低下を補完するため、私的年金の育成支援を重要な政策課題として位置付けています。私的年金の適用範囲を拡大するための施策として「補完的な私的年金の提供の義務化」「中小企業に対する集権的な年金提供主体の立ち上げ」を提唱しているほか、「給付建て(DB)制度の財政基準の改定」「拠出建て(DC)制度における規制体系の確立」「効果的な金融投資教育プログラムの開発」などについても言及しています。

## 2.OECDの政策提言に対するコメント

### (1)OECDの所得代替率に関する留意点

公的・私的年金の給付水準を測る指標として「所得代替率」が良く用いられます。所得代替率とは、現役時代の所得に対する年金額の割合を表すものです。物価水準が異なる国際比較には便利な指標ですが、相対指標であるため、前提の置き方によって数値が異なってくる点に注意が必要です。例えば、日本の公的年金の所得代替率は、OECD(34%)と厚生労働省(50%)では大きな開きがあります。これは、OECDが「単身世帯の退職時給与に対する割合」で推計しているのに対し、厚生労働省は「モデル夫婦世帯の40年平均賃金に対する割合」で推計していることによるます。

また、日本は保険料負担もOECD域内で最低水準に位置するため、「低負担・低給付」の帰結として所得代替率が低く算出される傾向にあります。給付と負担のバランスを無視して、所得代替率の多寡だけで年金制度を議論することには慎重であるべきです。

### (2)支給開始年齢の引上げと平均余命との関係

公的年金制度の持続可能性をいかに確保するかは、日本だけでなく世界各国が抱えている共通の課題です。欧米では、支給開始年齢の引上げが真剣に議論されている一方、日本では単なる給付削減策と見られがちで、過去には「支給開始年齢引上げのせいで〇〇万円貰い損ねた」との批判が散見されました。

しかし、厚生年金保険の過去の支給開始年齢および平均寿命(0歳時平均余命)の推移をみると、実際には、支給開始年齢の引上げ以上に平均寿命の伸びが著しいため、平均寿命ベースでみた平均受給期間はむしろ長期化しているとの指摘もあります。もっとも、支給開始年齢の決定は定年(引退)年齢との関連性が大きいため、OECDの報告書でも言及しているとおり、雇用政策とのリンクが欠かせないことは言うまでもありません。

### ▶平均寿命ベースの受給期間は長期化している?

	(1)支給開始年齢	(2)平均寿命	平均受給期間 (=②-①)
昭和30年 (1955)	55歳	男性 63.60歳 女性 67.75歳	男性 8.60歳 女性 12.75歳
昭和50年 (1980)	60歳	男性 71.73歳 女性 76.89歳	男性 11.73歳 女性 16.89歳
平成20年 (2008)	65歳	男性 79.29歳 女性 86.05歳	男性 14.29歳 女性 21.05歳

### (3)私的年金は公的年金を補完できるか

公的年金のスリム化は世界的な潮流であるため、今後は私的年金(企業年金・個人年金)の役割が重要であるとの論を良く耳にします。しかし、公的年金の保険料ですら負担の重さが指摘されている折、企業年金ならば更に拠出が可能とする論理は、根拠がやや薄弱です。また、欧米の企業年金制度は終身給付が一般的ですが、日本では退職一時金制度から移行・発達した経緯があるため、未だに一時金あるいは有期年金での受取が主流です。私的年金を公的年金を補完する準公的な制度と位置付けるならば、単に適用を義務化するだけでなく、給付面・機能面における役割についても議論する必要があります。

一方、給付建て年金制度の財政運営ルールを景気循環に対して耐久的なものに改善すべきとの提言は、過去10年間の日本の経験に照らしても時宜に適ったものです。同様の視点からの見直しは、企業年金の財政運営基準のみならず、企業会計基準についても必要ではないかと考えます。

(文責：調査研究部 谷内陽一)



## 暮らしの中の税⑥ 年末調整について

いよいよ今年も残り少くなりました。例年のことですが、給与の担当者そして給与所得者には年末調整の時期もあります。そこで、今回は、年末調整の概要等について説明いたします。

### Q1.年末調整を行うのはなぜか、教えてください。

A1.年末調整は、毎月の給料や賞与などの支払いの際に源泉徴収した税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)と比べ、その過不足額を精算する手続きです。

多くの給与所得者は、この年末調整で納税手続きが完結することになり、確定申告と同様に重要な手続きであると言えます。

年末調整を行う理由は次のとおりです。

①月々の給与を支払う際の源泉徴収税額表は、毎月の給与が年間を通して変化がないものとして作成されているため。

②扶養親族等の異動は、その年12月31日(年の中途中で死亡した場合は死亡の日)の現況によるので、結婚や出産等の異動が生じた場合、控除の適用または不適用の月が生じるため。

③配偶者特別控除や生命保険料控除等は、年末調整で一括控除しているため。

### Q2.税制は毎年改正されますが、年末調整で昨年との変更点はありますか。

A2.平成20年度の税制改正において、住宅の省エネ改修工事等(費用の額が30万円超)を行い、平成20年4月1日～平成25年12月31日までの間に居住の用に供し、一定の借入金又は債務を有するときは、「省エネ改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除」として、所得税の額から最高12万円(5年間)が控除されます。

平成21年度の税制改正では、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除制度が創設され、所得税から控除できない住宅ローン控除額は、翌年度分の住民税から減額(97,500円限度)され、同時に平成22年度以降の住民税より、市区町村への申告は不要とされました(平成11年～平成18年までの間に入居した人も同様に不要とされました)。また、「給与所得の源泉徴収票」(摘要)欄に「居住開始年月日」が追加されました。

### Q3.年末調整の対象者、事務の手順を教えて下さい。

A3.年末調整は、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人を対象としますが、給与の収入金額が2,000万円を超える人、年の

途中で退職した人など一定の場合は対象外となります。また、年末調整の提出書類には「保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書」及び「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」があります。

添付された生命保険料控除証明書等と記載内容を確認し、控除対象配偶者、扶養親族等の所得控除額と住宅ローンの税額控除額を計算します。

次に年末調整後の年税額と毎月の徴収税額の合計額を比べて過不足を求める、「過納額の還付」又は「不足額の徴収、納付」により精算いたします。

### Q4.年末調整で注意を要する点はどこですか。

A4.年末調整は、1年に1回の事務であり、書類の不備や記載の誤りが起こりやすくなります。

各申告書の記載では、主に次の点に注意してください。

①年収103万円超の子供を扶養親族にしていないか。

②亡くなった年は控除対象者となるにも係わらず控除対象者から除いていないか。

③扶養親族が70歳以上の場合、父母・祖父母と同居の場合等における扶養控除額が正しく計算されているか。

④死別や離婚で夫(妻)がいない場合、一定の要件に該当すれば寡婦(寡夫)控除の対象となるのに対象外としているか。

### Q5.年末調整の終了後、年末までの間に結婚・出産等の異動が生じた場合はどのようにになりますか。

A5.年末調整が終わった後、本年中に結婚して控除対象配偶者を有したり、子供が生まれて扶養親族の数が増加した場合には、これらの異動事項の申告を受け、異動後の控除対象配偶者や扶養親族などの数を基にして年末調整のやり直しをすることができます。

また、次の事由が年末調整後に生じた場合も、年末調整のやり直しすることができます。

①給与の追加払があった場合。

②配偶者特別控除の適用を受けた配偶者の所得の見積額に差額が生じた場合。

③生命保険料等を支払った場合。

④住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合。

なお、年末調整のやり直しができる期限は「給与所得者の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までとなります。

(注)年末調整の詳細は、国税庁ホームページ「平成21年分年末調整がよくわかるページ」等を参照して下さい。

(監修:税理士 関口邦興)



## 研究員の書棚から

# 『農村へ出かけよう—農都共生と食育のすすめ』

(林美香子著 寿郎社)



本書は、「ストレスを吹き飛ばし、おいしく健康的な生活を送るための第1歩。それは、農村へ足を運ぶこと。すべての答えがそこにある。北海道のおすすめ体験農場、牧場、農家レストラン、農家民宿、ワイナリーなどの情報も満載！」と、楽しく誘いかけてくる。

著者は北海道でキャスターとして、農業・農村をテーマにコラムやエッセイを執筆。その後、北海道大学大学院で「農村と都市の共生による地域再生」をテーマに研究、そして、2008年からは慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授として、農業を多角的に研究するアグリゼミや「農都共生研究会」で実際に農園へ行ってみるツアー企画・実施など、農園で過ごすのどかな休日を学生とともに楽しんでいる様子を本書で紹介している。また、フランスの「グリーンツーリズム」視察体験なども写真とともに紹介され、読み進めながらプチバカンス気分も味わえる。グリーンツーリズムとは、「農業体験そのもの」を意味するのではなく、「農村空間での滞在そのものが魅力」という考え方である。そして、それを担うのは農業者のみでなく、その地域に住む商業者や地域づくりグループ、主婦やお年寄り、若者と連携するなど、さまざまな方法が考えられる。

都市も農村も「地域づくりのあり方」が問われている今の日本で、解決策の1つとして、「農都共生」による地域再生が挙げられる。そして、地域再生のポイントは、地域にある自然や人材など「地域の宝」の活かし方にある。郷土を深く愛することで「地域の宝」に気づき、それを上手に生かしている例も紹介している。

また、「持続可能な農業」「これから消費者の役割」を考えたとき、からの消費者は、消費をするだけでなく、生産者とともに歩む「共生産者」として、多くの人が一緒に考え、支えていくべきものであることも示唆している。

そして、「食育」。小さな子どもたち向けのものと思われるがちだが、生活習慣病やメタボ予防には、いろいろな世代に向けての食育・健康教育が必要であり、食生活で自分の健康を作っていくという意識をもつことが大切。地域でのユニークな取り組みも紹介されており、身近な食に對して考えさせられる、おすすめの1冊である。

★皆さんは、「緑提灯—midori chouchin—」のお店をご存知だろうか。

「赤提灯」ではなく、鮮やかな緑色をした「緑提灯」である。「緑提灯」は、「国産食材を50%以上使用している店」という証。

「食べて、飲んで、自給率アップ」という遊び心いっぱいのスローガンが掲げられている。

店先に緑色の提灯が掲げられ「地場産品応援の店」の文字と星(★)が付いている。

今の日本の食糧自給率はカロリーベースで40%なので、カロリーベース50%で★1つ、10%ごとに星が増え、90%を超えたら★★★★★5つという決まり。

そこで提案。年末年始に仲間と集うお店を探す際、「緑提灯のお店」を利用して、都会にいながら“地産地消”“食料自給率向上”に一役かってみてはいかがだろうか。

## 【本書の内容】

- 第Ⅰ章 農村へ出かけよう
- 第Ⅱ章 地産地消と食育のすすめ
- 第Ⅲ章 フランスから学ぶ農都共生
- 第Ⅳ章 地域の宝を見直そう
- 第Ⅴ章 農都共生フォーラムから
- \* 北海道のおすすめ農村スポット

(文責：調査研究部 俵綾子)

## 全労済協会からのお知らせ

### ▶全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 な ど
2009年12月25日(金)	第12回「希望のもてる社会づくり研究会」開催	有識者ヒアリング、意見交換など
2010年1月18日(月)	第4回「地域社会研究会」開催	委員報告、討議など

全労済協会だより vol.35 2009年12月

発行: **全労済協会**  
(財)全国労働者福祉・共済振興協会

発行人:高木 剛 編集責任者:西岡 秀昌

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階  
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyoukai.or.jp>